

平成26年

第3回市議会定例会 議案第7号

はこだて療育・自立支援センター条例等の一部を改正する条例
の制定について

はこだて療育・自立支援センター条例等の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

はこだて療育・自立支援センター条例等の一部を改正する条例
(はこだて療育・自立支援センター条例および函館市立保育所条例の
一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律(」に、「による支援給付」を「第14条
第1項に規定する支援給付」に、「支援給付を」を「支援給付および
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「
平成25年改正法」という。)附則第2条第1項または第2項の規定
によりなお従前の例によることとされる平成25年改正法による改正
前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を」に改める。

(1) はこだて療育・自立支援センター条例(平成23年函館市条例第
42号)別表

(2) 函館市立保育所条例(昭和34年函館市条例第10号)別表

(函館市重度心身障害者医療費助成条例および函館市ひとり親家庭等
医療費助成条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「支援給付を」を「支援給付および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を」に改める。

(1) 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）第3条第1項第2号

(2) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年函館市条例第13号）第3条第1項第2号

（函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例および函館市デイサービスセンター条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「による」を「もしくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による」に改める。

(1) 函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例（平成16年函館市条例第78号）第5条第1項第2号

(2) 函館市デイサービスセンター条例（平成6年函館市条例第20号）第4条第2号

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(提案理由)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため